

2017年3月特別会議

職員不祥事に対する市長の給与カットに対する質疑と討論

2017年3月31日

【質疑】 岸本典子

平成29年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について一括質問します。

《質問①》

本議案は、市民病院看護師が住居手当を不正受給していたことや、複数の市職員が臨時給付金で購入した消耗品を市事業へ流用したり、保育士が保育中に男児を蹴ったりするなど、市職員の不祥事が相次いだことを受け、越市長が責任を取って、自らの給料を2017（平成29）年4月1日から同年4月30日までの1か月間、100分の30から100分の60に給料を減額するものです。

今回の給与の減額についてはどのような基準に基づいて行われているのでしょうか。

《答弁①》 市長

不祥事発生による給与の減額についての基準は設けておりません。

《質問②》

越市長は昨年10月にもパワハラや企業局での工事手続きの不正など不祥事に対し、「私自身の責任も明らかにする」と述べられ、給与の6割減額を行っておられます。

私は不祥事をなくすためには、上司や部下など関係なく、職員同士間で率直な意見を交換しあえる職場づくりが何よりも必要と考えます。その後、不祥事をなくすためのコンプライアンス研修など、取り組んでおられますが、不祥事は結局くり返されています。

こうした経緯を考えると、今回も、同率の減額とされていることに、単なるパフォーマンスではないかと受け取られかねません。

くり返された不祥事に対し、前回よりさらなる減額も検討できたのではないのでしょうか？前回と同様とされた理由をお聞かせください。

《答弁②》 市長

減額を前回と同様にした理由ではありますが、私自身の責任を大変重く受け止めた結果であります。今回の不祥事案を受け、臨時部長会及びコンプライアンス推進本部推進員会議において、職員の綱紀の粛正及び服務規律の確保、並びに物品取扱いの適正化について周知徹底を図ったところです。

今後、徹底した規律の確保と再発防止のため、さらなる懲戒処分の厳格化や内部統制の整備・運用の充実を図るとともに、全職員を対象とするグループワークを取り入れたコンプライアンス研修を実施してまいります。

《再問①》

前回（昨年10月）も不祥事をなくすとして、不祥事のあった職場への聞き取りなどもして市政に生かしていくと言われていたが、結局くり返されている。それなのに前回と同様の給与減額で済ませることに納得ができない。あらためて前回と同様としている理由をうかがう。

《再答弁①》市長

あらためて減額を前回と同率としているということについてでありますけれども、私自身の責任を大変重く受け止めた結果であります。今回の不祥事案を受け、臨時部長会及びコンプライアンス推進本部推進員会議において、職員の綱紀の粛正及び服務規律の確保、並びに物品取扱いの適正化について周知徹底を図ったところです。

今後、徹底した規律の確保と再発防止のため、さらなる懲戒処分の厳格化や内部統制の整備・運用の充実を図るとともに、全職員を対象とするグループワークを取り入れたコンプライアンス研修を実施してまいります。

《再問②》

前回は同じような答弁をされている。前回以降、職員とも話をし、たとえば職員を増やしてほしいという声もあるが、そういう声も聞き、改善されてきたと受け止めていいのか。

《再答弁②》市長

職員の声を反映したかについては、前回の不祥事があった後にも、私も副市長と共に部局長と話し合いをする、また様々な形で職員からの声を、全職員からの声も集めてまいりました。そういった声についてはコンプライアンス推進本部推進員会議でも共有をし、さらに対策を進めてまいりました。ただ職員を増やすということについては、今回の不祥事や前回の不祥事も原因であるというふうには考えておりません。

【討論】 杉浦智子

私は日本共産党天津市会議員団を代表して、ただいま議題となっています、議案第 62 号 平成 29 年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 63 号 大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について
委員長報告に対する賛成討論をします。

まず議案第 62 号についてです。

本議案は、市民病院看護師が住居手当を不正受給していたことや、臨時福祉給付金支給事業において複数の職員が消耗品等の流用など不適切な事務執行を行ったこと、子育て総合支援センターの保育士が保育中に園児を蹴ってしまうなど不祥事が相次いだことから、市長が市長自身の責任を重く受け止め、ご自身の給与を来月 4 月 1 日から同年 4 月 30 日までの 1 か月間、100 分の 30 から 100 分の 60 に減額しようとするものです。市長がご自身の責任と自覚をされての対応を決断されたことは評価するものです。

しかし昨年 10 月にも同様、職員の相次ぐ不祥事に対して給与の減額を行っています。その際に市長は「私自身の責任も明らかにする」と述べられておりました。にもかかわらず半年も経たないうちに同様の対応をせざるを得ないことは、市長自身がその原因に向き合うことができているのか、疑問に感じてしまいます。

確かに不祥事をなくすために綱紀粛正、規律の徹底、コンプライアンス研修、管理職による確認作

業などが強化されてきました。ところがこの失態です。今般もさらなる研修や管理が強化され、処分の徹底などで不祥事がなくなるのでしょうか。研修や確認作業を否定するものではありませんが、今まずすべきことは、市長も含めた幹部と職員間の信頼を回復させることです。市長ご自身もその責任を重く受け止めるというのなら、日々の業務の進め方で職員との連携が図られているのか、職員に求めるだけでなくご自身から働きかけを行うなど、本気で向き合うべきです。

また 2 月通常会議での職員人事・給与構造改革の議論の際にもあったように、円滑に業務を遂行していくために、業務量に見合った職員の増員・配置に早急に取り組み、市民福祉の向上、市民の人権の保障といった公務に誇りをもって職務に励むことができるよう職場環境を整えることが、市長として直ちに行うべきことであると考えます。

以上指摘をし、賛成するものです。

次に議案第 63 号についてですが、国の平成 29 年度税制改正における地方税法等改正に伴う市税条例の改正です。

日本共産党はそもそもの平成 29 年度税制改正は昨年度と同様に、10%への増税が前提であることについて問題であると考えます。しかし増税が先延ばしされるもとで特例措置が延長されることについては賛同します。

また今回の市税条例の改正にあたっては、「わがまち特例」を使って、本市の子育て支援策の強化を図るために固定資産税の特例措置の適用において、適応範囲を拡大することや特例率を設定しようとするものです。

本市では保育を必要とする児童が増加し、待機児童を解消するためにその受け皿を整備することは、市の責任としても必要なことであり、喫緊の市政課題として取り組みを強化することは重要です。よって、その保育の受け皿を確保するために保育施設等のための固定資産税を軽減することについて歓迎するものです。しかしながら、対象となる企業主導型や家庭的保育事業所などは、子ども・子育て支援制度による多様な保育施設や事業が規制緩和のもとで展開されてきたものです。

昨今の保育施設での園児死亡事故や虐待、不適切な保育の実施などが後を絶たない状況からも、子どもたちの健やかな発達と成長を保障する認可保育施設を増やすことこそを原則に保育行政を推進すべきであることを指摘して賛成します。

以上賛成討論とします。